

景品表示法のご案内

- **一般懸賞**

利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣によって景品類を提供すること
たとえば・・・抽選券、じゃんけん、パズル・クイズ等の正誤、競技の優劣等

- **共同懸賞**

複数の事業者が参加して行う懸賞

たとえば・・・市町村等の小売・サービス業者が共同で実施、中元・歳末セール等
商店街・ショッピングビルで実施、一定の地域の同業者が共同で実施等

- **総付景品**

一般消費者に対して『懸賞』によらず提供される景品類で利用者・来場者などにもれなく配布される金品等がこれにあたります。先着順に提供される金品もこれにあたります。平成19年3月に限度額が緩和されました。

- **オープン懸賞**

利用者や来店者を対象として取り引きに付随して提供する上記のものは

『景品表示法』の対象となりますが、新聞・テレビ・雑誌・web等申し込むことができ、抽選で金品等が提供される企画は対象外となり、これをオープン懸賞と呼びます。

懸賞・景品ごとの限度額1

- 一般懸賞

懸賞による 取引額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引価格の20 倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

- 共同懸賞

景品類限度額	
最高額	総額
取引価格に係らず 30万円	懸賞に係る売上予定総額 の3%

懸賞・景品ごとの限度額2

- 総付景品

取引価格	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価格の10分の2

- オープン懸賞

平成18年4月より限度額は撤廃されました。